

第23回教育委員会会議

1 日時 平成30年10月30日 火曜日 午後3時30分～午後5時45分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
林 園美	教育長職務代理者
森末 尚孝	委員
巽 樹理	委員
平井 正朗	委員
大竹 伸一	委員
内藤 和彦	教育次長
林田 潔	都島区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
多田 勝哉	総務部長
水口 裕輝	指導部長
川阪 明	学事担当部長
武井 宏蔵	学事課長
忍 康彦	学校環境整備担当部長
本 教宏	施設整備課長
澁谷 剛	施設整備課長代理
飯田 明子	学校力支援担当部長
渡瀬 剛行	首席指導主事
富山富士子	首席指導主事
弘元 介	初等教育担当課長
井上 省三	教務部長

玉置 信行 教職員制度担当課長
松浦 令 教職員給与・厚生担当課長
田中 大輔 教職員給与・厚生担当課長代理
窪田 信也 教職員服務・監察担当課長
眞野 麻美 教職員服務・監察担当課長代理
松田 淳至 教職員人事担当課長
栗信雄一郎 教職員人事担当課長代理
川本 祥生 政策推進担当部長兼教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第103号 大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則案
議案第104号 市会提出予定案件（その11）
議案第105号 市会提出予定案件（その12）
協議題第24号 部活動のあり方研究モデル事業に関する今後の方向性について
報告第16号 平成30年度給与改定の状況について
協議題第25号 教員の初任給について
協議題第26号 全国学力・学習状況調査結果を受けた対応について
協議題第27号 平成32年度使用教科用図書の採択における採択地区について
議案第107号 校長公募にかかる第3次選考（最終）の合格者の決定について
議案第106号 職員の人事について
報告第17号 職員の人事について

なお、議案第103号から第105号、議案第107号、報告第16号、協議題第24号から第27号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第106号及び報告第17号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第103号「大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則案」を上程。川阪学事担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

生野工業高等学校の収容定員を720名から640名、東淀工業高等学校の収容定員を689名から649名へ変更する。

設置学科の追加は平成32年4月1日、収容定員の変更は平成31年4月1日とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第104号「市会提出予定案件（その11）」を上程。忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

北区扇町小学校の校舎増築工事について、6億5,858万4,000円で建設工事請負契約を締結する。予定価格が6億円を超えるため、今大阪市会の議決に付す。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第105号「市会提出予定案件（その12）」を上程。忍学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

都島区淀川中学校の校舎増築その他工事について、6億4,584万円で建設工事請負契約を締結する。予定価格が6億円を超えるため、今大阪市会の議決に付す。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第24号「部活動のあり方研究モデル事業に関する今後の方向性について」を上程。

飯田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

民間団体活用方式と部活動指導員方式の比較について、民間団体活用方式は専門的な技術指導力が担保されているメリットがあるが、技術指導を主とした外部指導員であることから、部活動指導全般に関わることができないことや、研修が委託団体を通じた間接的なものとなることから、部活動指針や生徒指導方針が徹底しにくいデメリットがある。一方

で部活動指導員方式は、位置づけが学校職員顧問であることから、学校教育の一環としての部活動という観点からは、校長の監督のもと、組織の一員として対応でき、部活動指針や生徒指導方針の徹底が図られるとともに、学校教育との有機的な連携が可能となり、生徒指導の充実もより図られると考えられる。また、専門的な技術指導力の担保について、実際の生徒へのアンケートでは、「技術力が向上した」とする生徒が民間団体活用方式と同じ93%となっており、さらに技術指導力の向上が必要であるという場合は、技術講習会等への参加により向上が可能であると考えていることから、ほぼ民間団体委託方式と遜色のない指導が可能である。以上のことから、部活動指導員方式に一本化することで民間団体活用方式のよい点を引き継ぎながら、デメリットをカバーし、より適切な学校教育の一環としての部活動の充実が可能になると考えられる。

中学校が高校の5倍以上の人数、長時間勤務をしているという現状があり、ニーズ調査でも、中学校のニーズが全体の80%を占めていることから、来年度は中学校への配置を進め、高校は中学校での配置状況、長時間勤務の解消状況等を見きわめながら引き続き検討する。

大学生、大学院生の活用について、副顧問の形で配置すること、信用を担保するために大学からの推薦をもらうこと、採用前研修を複数回実施すること、教員やスポーツ指導員を志す者が望ましいとすることなどを検討していく。

質疑の概要は次のとおりである。

【林委員】 非常にわかりやすくまとめていただいたと思います。顧問が主顧問と副顧問の2つの役割に分けて考えるようにすることで、問題が起こらない形での部活動指導になるのだろうと思いました。部活動指導員方式にすることの大きなメリットの1つとして、学校職員となるということで生徒の情報共有ができるという部分と、その場で校長から指導ができるという、素早く解決できるというのは大きいと思いますので、こういう形であれば、部活動指導員方式のほうに一本化してもよいと考えました。

指導力、技術力を上げていくための講習会等をやっていただきたいということと、生徒との対応の仕方とか、プレイヤーズファーストの理念も含めて指導の仕方の研修をぜひお願いしておきたいと思います。

【異委員】 日本の部活という文化がスポーツを支えていると言っても過言ではないので、今回このことの件に関しても保護者とか、生徒さんとかが非常に注目して、方向性はどう

なるのかなと見ています。すごく比較をしていただいてわかりやすかったです。
この上でやはり持続可能な構築をしないといけないと思います。

主顧問と副顧問では責任が違ってくるので、報酬などが同じでいいのかどうか、また有識者の方も踏まえて少し議論していただきたいと思います。

あと、国の方針として、部活と地域スポーツは一体化するという事で投げかけていますので、いきなり地域スポーツと、ということとはできないと思いますが、大阪市でいうと、天王寺スポーツクラブや、みなとすぽ一つくらぶなど運営が充実している総合型地域スポーツクラブがありますので、そのあたりの地域スポーツと学校の部活動がどのように連携していけるか、協定していけるかというところも見据えて、この指導員の導入とクラブの運営を考えていただきたいと思います。

大学生に関して、大学の推薦は要ると思いますが、いろいろな課題やトラブルがある学生がいるので、2人以上の推薦があったほうが良いと思います。

【大竹委員】 大きな目的の1つとして負担軽減があり、ある程度負担が減らなければ意味がないので、主顧問方式と副顧問方式の負担軽減の差がどれだけあるのかということについても押さえておいたほうがよいと思います。

【平井委員】 外部の方を校長の管理下に置くということで、校長によって人事把握というのは大分違いますし、学校教員としてやってきた人を管理するのと、そうでない方を管理するというのは全然別個のもので、アプローチの方法とか、表現法1つ間違えると、トラブルになる可能性もありますので、管理マニュアルをつかって、温度差が出ないようにしていくことを検討してもらいたいです。また、それを補佐する教頭が実質上はスポークスマン的な役割を果たすので、教頭についても、外部のクラブの指導員についてのマニュアルを考えたほうがよいと思います。

それから、いざ大学生や大学院生が来てミスマッチが起こった時には即対応ということも起こりうるので、管理マニュアルの中に大学生であるとか、大学院生であるとかの人たちを、評価とは言わないけれども、指標なり、何らかのコメントをつくったものを置いて、すぐに対応ができるような形にしておく必要があると思います。

あと、ダブル顧問、副顧問と言っていますが、職位は何かということをはっきりと定義づけして文言化したほうがよいと思います。

「報告第16号 平成30年度給与改定の状況について」を上程。井上教務部長からの説

明要旨は次のとおりである。

平成30年9月28日に公表された本市人事院勧告を受け、本市教育委員会として、月例給は、1級及び2級は初号付近を高等学校等教育職給料表は1,700円引き上げ、小学校・中学校教育職給料表は1,500円引き上げ、特2級は下位号給を高等学校等教育職給料表は1300円引き上げ、小学校・中学校教育職給料表は1,000円引き上げ、改定率を低減させ、40歳以上の者が対象となる上位号給については改定を行わない。特別給は、0.05月分引き上げ、勤勉手当に配当する。

「協議題第25号 教員の初任給について」を上程。井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

初任給引き上げの当初案は、大学卒業者の初任給水準を一律25号級相当まで引き上げ、最大4年間は昇級しないというものであったが、これに対して、平成30年9月28日の大阪市人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告において、新規採用者が最大で4年間昇給しなくなる、採用後数年経過した教育職と新規採用者の給与水準が同等となるなど、若年層の教育職員の執務意欲へ与える影響が懸念されるので、留意する必要があるとの意見が付された。人事委員会の意見を踏まえ、引き上げの対象を大学卒業後3年目までの者から4年目までの者に変更するとともに、引き上げ対象期間においても原則として毎年1号級相当引き上げるように変更し、在職者の勤務意欲に配慮する。

変更前と同様に、引き上げ後の号給が本来号給と合致もしくは本来号給の方が上回って以降は本来号給に基づき給与を支給する。

本来号給が毎年4号給昇給する者に対する引き上げが1号給相当であることとの均衡を考慮し、昇給号給が4号給に満たない者については引き上げ幅を抑えるとともに、5年目以降は4年目の水準以上の引き上げは行わない。

この変更案を実施する場合の年間影響額は2億7,000万円程度となる。

協議題第26号「全国学力・学習状況調査結果を受けた対応について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本日の協議は、1点目に平成31年度の全国学力・学習状況調査に向けた取り組み。2点目に大森特別顧問提案と課題を整理、3点目に教育委員会事務局のブロック化の方向性とする。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

全国学力・学習状況調査に向けた取り組みについて、前回の教育委員会会議で今後の取り組み計画、進捗管理の必要性についてご意見を頂いており、現在、各小中学校に対して平成31年度の学力調査に向けて学校ごとの取り組み計画の立案・報告を指示している。

また、全国学テの結果から明らかになった課題と成果を踏まえて、現在、教育センターで、授業改善の方法を習得することを目的とした研修会を全小中学校に対して実施している。今後は、指導主事や学校力アップ支援校のチーフコラボレーター、学力向上推進モデル校の推進指導員が学校訪問をした上で、各校の結果分析、授業改善に向けての指導・助言等を行っていく。訪問する学校は、小学校147校、中学校70校を予定しており、半分強の学校を回る。訪問校以外の学校についても、学校の取り組み計画の進捗管理を行う中で、学校の状況に応じて支援・指導していく。また、学力向上通信を月2回、8月から発行しており、授業改善に向けた情報あるいは効果的な取り組み内容などを各先生方に直に届くように情報提供している。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 演習量を多くしなければ定着しないので、強制するものではないが、少なくとも5回、10回、15回と反復できるような教材づくりをされたほうがよい。どこに焦点を絞るかという問題もあります。

指導主事等の助言の仕方について、得点率を上げていくという場合の助言と授業アプローチは全然違うので、表現はよくないかもしれないが、得点率を上げる解法テクニックをある程度は指導者が生徒にフィードバックしなければ伸びません。

また、エリアによって、得点分布が違うと思いますので、各学校で段階的にしている学校評価とうまくリンクさせて指導させていくように事務局側が持っていくほうがよいと思います。

【水口指導部長】 各学校で運営に関する計画の中間評価をしているところであり、全国学テを受けた結果の学校でのつまずきや子どもの状況などを11月末までにはホームページにアップするように指示しており、それも確認をしながら指導助言をしていく予定です。

【平井委員】 ホームページも結構だけれども、ホームページは見ている人は保護者全部ではないので、講読率が高い学校通信や学年通信などにも反映させていったほうがよい

と思います。市全体で出していくものと学校という単体で保護者に向かっても出していくものとの、保護者も知っておいてもらい、ちょっと一言言ってもらうだけで大分違うと思いますので、検討していただきたいと思います。

【林委員】 振り返りプリントの対象学年は全学年ですか。

【水口指導部長】 これは全国学テを受けてのことなので、中学校2年生と小学校5年生で考えているが、学校によっては、そのほかの学年もやりたいということもあるので、問題を選択しながら連絡をしていく予定です。

【林委員】 指導主事等の各学校への訪問では、全国学テの結果データを持って行って指導に当たるということでしょうか。

【水口指導部長】 学力向上推進モデル事業では、教育指導員がそれぞれ担当の学校の分析をしている。学校力アップ支援校70校にも、同様の取り組みを進めていく。今回、指導主事が小中学校に入っていくにあたり、どういふことを校長先生がしてほしいのか、教育委員会にSOSを求めるのはどこなのかということをもまず聞いた上で、そのニーズをできる限り実現できるようにしていくということ、場合によっては教職員に研修をすることによってこんな授業をしてください、こういうふうにして得点を上げてくださいねというようなことを学力向上グループの指導主事が中心になって、全体の指導主事にも研修をしながら訪問研修はしていくことにしています。その中で、学力向上に対する意識を高め、来年の学テで結果が出せるような話をしていくようにしたい。

【平井委員】 総論はわかりますけれども、各論をつめなければいけません。学校長のレベルであれば、カリキュラムマネジメント等があるわけで、こういう指導をしてほしいという前にまず到達目標の設定で、例えば計算問題が弱いから、少なくともこの計算問題が出たら、8割は取れるように指導してください、というふうなある程度、定点観測ができるような流れも必要ではないかと思います。

学校でその分析をするように学校長に仕向けるべきです。最終的にはトップダウンかもしれないけれども、ボトムアップ式にしておかなければうまくいきません。そこで大事なことが責任ということであり、言い方を変えれば、学校評価にもつながっていくし、説明責任ということが開かれた学校というところにつながっていくので、検討してみてください。

【森末委員】 学力が向上している他都市がどんな取り組みをしていたか説明できることはありますか。

【水口指導部長】 実際に指導主事が教室に入って授業を見に行っている自治体は伸び

ています。類似問題的なものは多くの自治体がしています。経年調査のような、個人レベルで学習状況を追いかけるということに取り組んでいる自治体が上がってきているというのは見てとれます。そのあたりを取り入れながら、経年調査と振り返りプリント、その授業改善ということで考えています。

【森末委員】 振り返りプリントは、今回3回やられるということで、それが多いのか、少ないのか、議論はありますが、実際に上げている他都市の取り組みをまとめてもらって、それを踏まえてうちとしてできるのはここまでですとかというのを示してもらえれば、よりわかりやすいと思います。もちろんこれはこれで3回でも構わないのですが、3回なのか、もっとたくさんなのか、人的資源でここまでしかできないのか、何らかの調べた結果をもって言っただけならば、より判断しやすいかなと思います。

大阪市は、今一番下だと言われているので、追いつくためには他のところが何をやっているかというのを踏まえた上で、それ以上やるのか、できないのか、というのをやらないといけないのかなと思います。

【山本教育長】 本来の学力をきっちりと調べるのであれば、例えば外国から入って来た子どもさんで、まだまだ日本語の習得ができていない人とか、いろいろな状況の人も今各校でどのように取り扱っているのか、何もそれを除外するとかではなくて、正しい成績の査定の中でどのようにやっているのかというのを細かく突いて、本当の意味での客観的な学力の水準をとるときにどういうふうにやっていくのかといったことは、事務局は責任を持って実情を見てやっていかなければいけません。

貧困だけではなくて、そういう国際化が進んでいるところは、そういう問題があるわけで、持っている学力はそんな低くないはずです。事務局が現場の声をよく聞いて、排除ではなくて、各現場に伝えていかなければ現場がしんどいと思うので、そこもお願いしておきます。

【大竹委員】 学力テストの試験を上げるということについて、各現場の思いはどのような感じですか。

【水口指導部長】 吉村市長が9月に2校回った時に、教職員の生の声で、自分達も上げなければいけないと思っているということが返ってきていますし、校長先生方の話でも、今回ここまでできが悪いと言われると、自分たちがしなければいけないというような思いが伝わってきます。それに対して具体的な手だてを進めているというのが私の感じしているところです。

【異委員】 学力だけではなくて、体力や、芸術もそうだと思いますが、一番底上げできるのは対象者のレベルに合わせた指導であると思います。小学校の算数などでされている習熟度別の授業が私はすごくいいなと思っていて、よりできるクラスはさらに上げないといけないと思いますし、平均を上げるには学力の低い課題のあるクラスにもう少し寄り添って指導というのがすごく助かってくると思うので、習熟度別の充実というか、各レベルに合わせた指導というのをもう少し充実させてほしいと思います。12月に経年調査がありますので、そこでしっかり課題を見て、クラス分けをして、指導していくというのが4月につながってくるのではないかと思います。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

大森特別顧問が提案した人事評価制度と現行の人事評価制度を比較する。

評価項目について、顧問の提案は「安心安全」「学力・体力向上」「学校運営への貢献」の3項目それぞれを業績と能力に区分して6項目とシンプルになっている。現行制度は目標管理を業績評価の一部とし、業績評価2項目と能力評価6項目をあわせて8項目となっている。

評価付けについて、顧問の提案はSSからCの5段階であり、現行制度は各項目につき1点から5点までを0.5点刻みの9段階である。

テスト対象教員、テスト対象外教員の取り扱いについて、顧問の提案は客観的な学力向上指標、客観的な評価基準を委員会が作成することを前提に、テスト対象教員は上位の2.5%、10%をおのおのSS、Sと評価するのに対し、現行制度は授業を持つ教員は授業アンケートと校長による授業観察を合わせて授業力を評価する。

上位区分の評価付け方法について、顧問の提案は6項目のうちSSが1項目以上、他の項目が全てA以上であれば、第1区分というパターン化されたものであり、各評価項目には優劣をつけないが、現行制度では、各評価項目にウェートを設定しており、合計点数を得点順に上位25%を上位区分としている。

評価ウェートについて、顧問の提案は職位を問わず業績と能力が1対1であり、現行制度では、民間や市長部局のように職位によって業績の比重を大きく変えている。

現在、テスト対象教員に係る学力向上指標をどう設定するのか、テスト対象外教員に係る客観的な評価基準をどう設定するのか、その他、現行制度よりも客観的となる評価手法の検討などを検討しているところであり、引き続き、これらの課題を解消する方策の検討を

進める。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 課題を整理すると、そのとおりであると感じます。やるならばどうやるかということになります。

【山本教育長】 大森特別顧問や市長が言われているところの、今の評価が主観的であり、そこを改善するという意味での客観性ということや、テスト結果等から学力向上指標を評定するという意味での客観的評価など、客観という言葉が多様に使われています。

総合教育会議では顧問が1つの考えを示され、市長はそれを否定なさらなかったが、そこまで突き詰めた議論ができたわけではありません。学校現場は多様であり、1つの教科の評価制度だけを作るわけではないので、総合教育会議の結論、方向性を斟酌しながら、法的に言われるところの客観性を持った、現実的な案を事務局で作った上で議論していかなければ時間が足りません。

【平井委員】 テスティングの理論というものがあり、さまざまな人事評価、学校評価がさまざまな国で提案されてきましたが、現実問題、課題がものすごく多くて、100%ということはありませんので、その中で必要最低限のものはここというのを押さえていかなければ答えは出ません。

【大竹委員】 現行の人事評価制度で今の学力テストを反映するならばどこに入りますか。

【井上教務部長】 現行制度で入れようと思いますと、仕事の成果の総合のところに入れる、もしくは目標設定をして下の業績評価の両項目に入れていく、さらには、働きぶり、行動は授業力のところで見えていくことが考えられます。

【大竹委員】 そうすると、もし今この中でこういったものを反映しようとする、学力テストによって最大限入れてもマックス25%ということですね。

【井上教務部長】 そのパーセンテージを変えることによっても当然、重点の置き方を変えていけます。校長先生ですと業績と能力の評価ウエイトが4対6になりますので、もっと大きくなります。

川本部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育委員会のブロック化についても検討の対象とする。特別区割りや総合区割りを参考としながら、組織化を考える。

ブロック化の方向性として、市長発言では現在員数を変えずに可能な範囲で実施ということなので、現時点で来年度に向けて検討するのは、学校園での教育活動への指導助言や教科書採択に係る調査研究事務などを対象とする。区役所における組織との関係は、分権型教育行政検討小委員会で検討する。

協議題 27号「平成32年度使用教科用図書の採択における採択地区について」を上程。水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

10月2日の協議題の議論を受け、複数採択地区のメリット、デメリット、採択地区と地区割りについて説明する。

複数採択地区にした場合、メリットの1点目は、ニア・イズ・ベターの考え方に沿った、より学校現場に近いところで調査・研究を進めること、2点目は、各学校で行われた学校調査結果をより反映させやすくなり現場重視の教科書採択を行うことができるということ、3点目は、これまで市会で2度採択された教科書採択に関する陳情書の内容や外部監察チームの報告書の内容に対する懸念の解消につながることである。

デメリットの1点目は、市全体での教材研究や図案の共有が難しくなること、2点目は、市内での転出入の場合にも教科書が変わる可能性があること、3点目は、業務が繁雑になることである。

デメリットを解消していくための案として、1点目は、それぞれの教科書の題材を使用した教育実践事例を教職員ポータルサイトに集約をして公開することで、地区を越えて教材研究の成果や指導案を共有することができるようにすること、2点目は、教職員用ポータルサイトで必要な情報を入手し、転入してくる児童が使用していた教科書での指導事例等を把握できるようにすること、3点目は、採択の仕組みの見直し、様式の簡略化、調査の観点の精選など、採択業務の効率化を図ることである。

複数採択地区とした場合の地区割りは、教育委員会の4ブロック化の案を受けて考えていく。4ブロック化の案と大都市制度協議会の4地区の区割りと同じである。この区割り案は、これまで地域で築かれてきたコミュニティーや交通網の接続、利用のしやすさについても考慮されており、この形で進めたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 教育委員会の4ブロック化の案を受けてということをおっしゃられるが、

ブロック化が4ではない数字になれば、そちらに合わせるのかということになる。現場に近いところで見てもらうほうが良いだろうというのは1つの理屈でかまわないが、教育委員会の分割数がどういうふうになるろうとも、あるいはいろいろ検討した結果現在の1つのままになったとしても、採択地区は4つにするという理屈はもう少し整理されておいたほうが良いと思います。

【林委員】 教科書が最大で1教科につき4冊になる可能性もゼロではないということを見ると、教育実践面にしても教材研究にしても、4倍の労力がかかるということになると思うので、その解消をきちんとやっていただくということであれば、このように分けて採択するというのも上手にできるかなと思います。

採択を諮問するときの観点に研究してもらいたいことを盛り込むということが大事だと思いますので、そこをきっちり議論してつくって、調査研究していただき、できているかどうかを見て教育委員が判断していくということだと思います。

区割りに関しては、状況がどうなるかわからないところもあると思いますが、子どもたちが振り回されないほうが良いと思いますので、あまり変わらないほうが良いと思います。

議案第107号「校長公募にかかる第3次選考の合格者の決定について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

小中学校共通では外部2人、内部57人の計59人を合格とする。高等学校は5名、幼稚園は2名を合格とする。合否通知は11月中旬に発送する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第106号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校の育児休業臨時講師であり、平成30年4月から同年9月まで、週1回から2回程度、風俗店で接客業務に従事し報酬を得た。また、同年4月から10月まで連鎖販売取引を業務とする企業の商品を第三者に紹介し、その者が商品を購入することで発生する報酬を得た。処分内容は地公法29条の第1号及び3号による懲戒処分として停職3月とする。

処分発令は10月31日とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第17号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育長専決規則の第2条第1項により専決処分を行ったため、第2項に基づき報告する。

西中島小学校教頭に指導部指導主事の岸本孝子を充てる。発令は10月23日付とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
